

議案第59号

山都町特別会計条例の一部改正について

山都町特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6年 9月 5日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

旧国民宿舎通潤山荘の売却に伴い、特別会計において精算が完了し、経理する必要がなくなったため、山都町国民宿舎特別会計が不要となることから山都町特別会計条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町特別会計条例の一部を改正する条例

山都町特別会計条例（平成17年山都町条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第2条中「前条」を「前条各号」に、「会計」を「特別会計」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（一般会計への帰属）

2 この条例の施行の際この条例による改正前の山都町特別会計条例第1条第3号の山都町国民宿舎特別会計に属する剰余金は、一般会計に帰属するものとする。

山都町特別会計条例(平成17年条例第48号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、特定な事業の円滑な運営及びその経理の適正化を図るため、次のとおり特別会計を設置する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 山都町国民宿舎特別会計</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 <u>前条</u>に掲げる<u>会計</u>においては、それぞれの事業収入、一般会計繰入金、基金から生ずる収入、借入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、それぞれの<u>会計</u>に係る事業費、借入金の償還及び利子その他諸支出をもってその歳出とする。</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、特定な事業の円滑な運営及びその経理の適正化を図るため、次のとおり特別会計を設置する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 <u>前条各号</u>に掲げる<u>特別会計</u>においては、それぞれの事業収入、一般会計繰入金、基金から生ずる収入、借入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、それぞれの<u>特別会計</u>に係る事業費、借入金の償還及び利子その他諸支出をもってその歳出とする。</p> |